

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 5 月 20 日	
越谷市長 あて	
	提出者 〒350-0033 住 所 埼玉県川越市富士見町22-1 氏 名 世紀東急工業株式会社 埼玉西営業所 所長 北野和幸 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 049-227-7681
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	世紀東急工業株式会社埼玉西営業所
事業場の所在地	埼玉県川越市富士見町22-1（現場：越谷市内）
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（土木・舗装工事業）
②事業の規模	2,268百万円(2023年度完成工事高)
③従業員数	23人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業	①現状	【前年度（2023年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	混合 13号 廃棄物
		排 出 量	825.7 t	242 t
		(これまでに実施した取組)		
		建設業は請負業のため、殆どの工事は発注者の設計書(要望)に基づき施工している。故に計画の段階までは発注者の仕様(意向)となっている。しかしながら施工計画の作成にあたり、発注者と協議を行い、排出抑制の提案等を行っている。		
産業	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	混合 13号 廃棄物
		排 出 量	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組)		
		施工計画作成時において、発生を抑制する施工方法や再生品として利用可能な施工方法を検討し、発注者への提案を行っている。今後、より細かな検討を実施するとともに、担当者の取組を事業所全体の課題として認識を持つこととしている。 ※5/1現在、市内手持ち工事なし。		

産業廃棄物の分別に関する事項

	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当社は舗装工事が大半であり、廃棄物の種類は限られるが、再生の観点から現場搬出時に分別を行っている。少量の排出物は種類ごとにボックスを準備している。
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出物の種類ごとの細分化を図る。

汚泥	木くず		
75.9 t	15 t	t	t

汚泥	木くず		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	13号廃棄物
	全処理委託量	825.7 t	242 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	825.7 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	アスコンがら・コンクリートがらが大半を占めており、当社または他 社の中間処理場へ搬入し、中間処理を行っている。後、再生品として 加熱アスファルト混合物としている。 他、確実に許可業者への処理委託を行っている		

t	t	t	t

t	t	t	t

汚泥	木くず		
75.9 t	15 t	t	t
t	t	t	t
t	15 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	混合 13号 廃棄物
	全 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 当社現場排出部のうち、アスコンがら・コンクリートがらは、100%再 生品として再利用する。 他、引き続き確実に許可業者への処理委託を行う。 ※5/1現在、市内手持ち工事なし。		
※事務処理欄			

汚泥	木くず		
0 t	0 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

産業) 当該年度の6月30日までに提出すること。

- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

越谷i(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

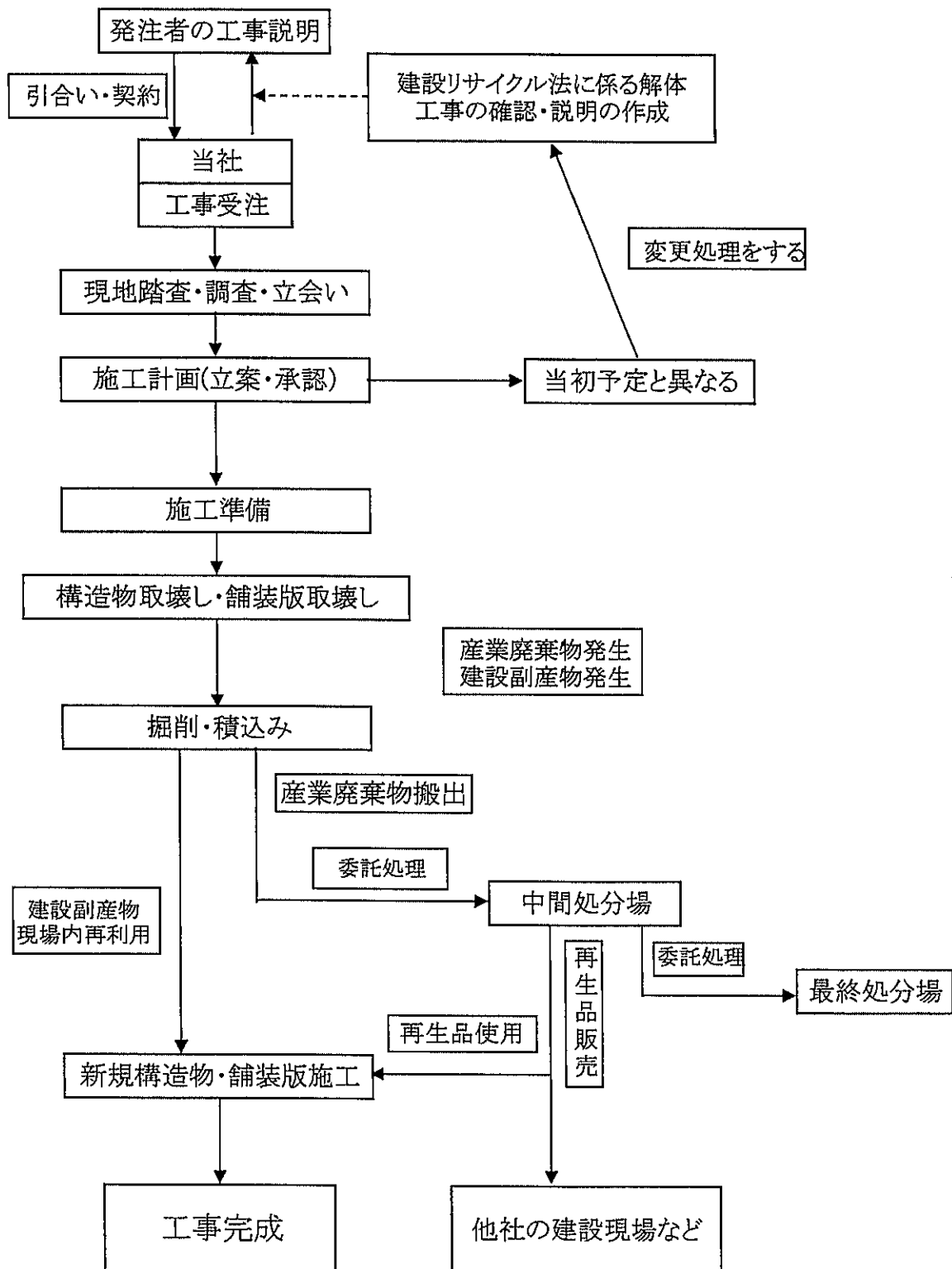
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。

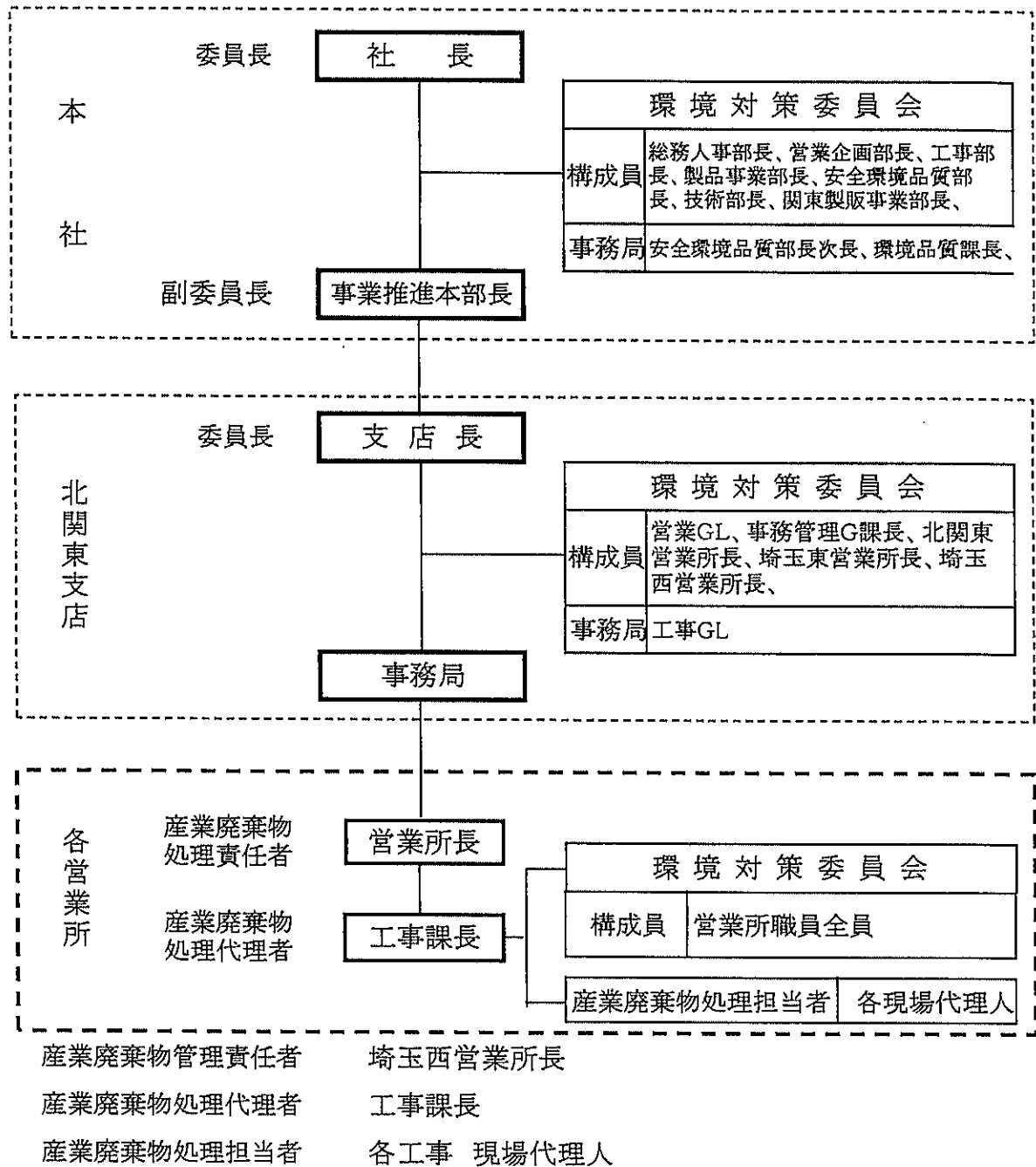
別紙①

排出・処理等のフローシート



別紙②

管理体制図



役割

本社	① 基本方針の立案 ② 情報、資料の収集及び調査 ③ 関連部署に対する資料提供、助言及び指導 ④ 教育、啓蒙、マニュアルの作成 ⑤ 法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知
支店	① 産業廃棄物処理等の基本計画の作成、処理の実績記録の保存 ② 協力業者の選定及び指導管理、基本委託契約の締結 ③ 法令の改正、行政官庁の指導内容等の周知 ④ 営業所への資料提供、助言及び指導 ⑤ 廃棄物及び建設副産物の減量化、再資源化の推進 ⑥ 工事会議、施工検討会などにおける検討、指導
営業所	① 実施計画の作成 ② 発生量、排出量の把握、記録と実績報告書の作成及び報告 ③ 協力業者の指導管理、委託契約の締結 ④ 処理施設の確認及び委託処理量の把握 ⑤ 支店への廃棄物処理と建設副産物利用状況の定期的な報告 ⑥ 廃棄物及び建設副産物の減量化、再資源化の推進